

改正

平成18年6月 1 日告示第17号

平成20年12月22日告示第30号

平成29年4月 1 日告示第 7 号

令和 3 年 9 月 1 日告示第 9 号

大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大紀町広告掲載要綱（令和 3 年大紀町告示第 8 号。以下「要綱」という。）に基づき、大紀町広報紙（以下「広報」という。）への広告掲載及びホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載基準等)

第 2 条 掲載することができる広告は、要綱第 3 条及び第 4 条の規定に反しないものとし、バナー広告本体だけでなく、リンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第 3 条 広告の大きさ及び掲載位置については、次のとおりとする。

- (1) 広報への広告の大きさは、1 枠当たり縦 5 0 ミリメートル、横 8 0 ミリメートルとし、1 ページに隣り合う 2 枠を 1 広告とする場合は、縦 5 0 ミリメートル、横 1 6 0 ミリメートルとする。
- (2) ホームページへのバナー広告の大きさは、縦 5 4 ピクセル、横 1 9 0 ピクセルとする。
- (3) 広告を掲載するページ位置及び枠取り等は、担当課（室）の課（室）長が決定するものとする。

(広告の掲載料)

第 4 条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

- (1) 広報については、町内に事業者等を有する事業者（以下「町内事業者」という。）につき 1 月（号）1 枠 2, 0 0 0 円とし、町外に事業者等を有する事業者（以下「町外事業者」という。）につき 1 月（号）1 枠 5, 0 0 0 円とする。また、隣り合う 2 枠を 1 広告として利用する場合は、上記金額の倍額とする。
- (2) ホームページについては、月の初日から末日までの 1 月を単位として、町内事業者につき

1月1件2,000円、6月1件10,000円とし、町外事業者については、1月1件5,000円、6月1件25,000円とする。ただし、月の途中において掲載開始又は掲載終了した場合においても1月として取り扱うものとする。

(掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

(掲載申込み方法)

第6条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 広報紙の場合、掲載希望広報紙発行日の1か月前(休日の場合は休み明けの平日)までに、ホームページの場合は掲載希望月の前月の1日(休日の場合は休み明けの平日)までに、有料広告掲載申込書(様式第1号)、広告原稿及び電子データを総務企画課に提出すること。
- (2) 広報紙の広告原稿は紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材(電子データでも可)も提出すること。ホームページ掲載用のバナー広告については電子データのみとする。

(掲載決定までの手順)

第7条 広告主から広告掲載の申込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき総務企画課内にて審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書(様式第2号)若しくは、広告不掲載決定通知書(様式第3号)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

(広告主の責任)

第8条 広告のデザイン及び制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、定められた期日までに、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、休日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 町長が正当な事由であると認めたとき。

(広告掲載の取消し)

第11条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不適当と判断した場合

(広告掲載の取消しの禁止)

第12条 広報紙の場合、広報発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取消しはできないものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月号からの広報紙、2月からのホームページに適用し、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日告示第17号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日告示第30号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日告示第9号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

大紀町有料広告掲載申込書

年 月 日

大紀町長 様

広告主（申込者）住所（所在地）：

申込者（会社名等）：

代表者：

㊞

連絡先：

大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 広告の種類 (1) 広報たいき (2) ホームページ

2 掲載希望期間

(1) 広報たいき 年 月号

☐隣り合う 2 件を 1 広告として掲載希望（掲載希望の場合は ☐を記入してください）

(2) ホームページ 年 月 日から 年 月 日

※リンク先のアドレス（ ）

3 広告原稿については別添のとおり

4 申込みにおける承諾事項

(1) 大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱の規定を遵守します。

(2) 大紀町分の町税納付状況調査に承諾します。

※申込者の住所（所在地）が町外の場合は、直前の市区町村民税の納税証明書（法人の場合は法人市区町村民税）を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

申込者

様

総務企画課

大紀町有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次のとおり掲載することに決定しましたので、大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱第7条の規定により通知します。

記

1 広告の種類

2 掲載期間

3 広告掲載料 金 円

4 広告掲載料の納入 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の
場所で納付してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

申込者

様

総務企画課

大紀町有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次の理由により掲載できないことに決定しましたので、大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 広告の種類
- 2 不掲載の理由